

一般社団法人 データ流通推進協議会のご 紹介

産学官民連携で実現するデータ主導社会に向けて

データ流通推進協議会
理事 真野 浩

設立趣旨

- データ流通、データ主導社会の実現は、我が国の産業活性化・国際競争力の強化に資する重要な社会使命である。
- データ取引市場等のデータ流通事業は、社会基盤として中立性、透明性、公平性が求められる。
- データ利用者・提供者にとって安心・安全なデータ流通の実現のため、**データ流通事業者**に対するガバナンス、遵法性の観点から、**自主的なルール及び一定の要件を満たす者を認定・公表し**、社会的に認知する仕組みを整備することで、遵守体制を確保する必要がある。
- データ流通、データ主導社会の発展のためには、**データ流通事業者間の相互連携**によるサービス提供、データフォーマット等の**整備**を図っていく必要がある。
- **データ提供者が安心して**、かつスムーズにデータを提供でき、また**データ利用者が**欲するデータを**容易に**判断して**収集・活用**できる**技術的・制度的環境を整備**することで、データ利活用を促進する。
- データ流通事業の健全な成長のために、データ流通事業者及びその関連事業者による連携を推進し、適切な運営確保に取り組むために、データ流通推進協議会を設立するものである。

設立背景

- 内閣官房 IT室
 - 「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ中間取りまとめ」
- 経済産業省・総務省(IoT推進コンソーシアム)によるデータ流通促進WG データ連携SWG
 - 「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」
- 総務省 情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会基本戦略WG データ取引市場等SWG
 - 「データ取引市場を運営する者などに関するルールの在り方について検討」

1. 検討の経緯等

1

- (1) パーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、これまで、内閣のIT総合戦略本部の下で開催されている「データ流通環境整備検討会」等において、データ取引市場の運営や、そこに参加するプレイヤーに関するルールの在り方が検討されてきたところ。
- (2) 検討の過程で、「データ取引市場」「情報銀行」「PDS」等に関する概念整理や、これらに関する何らかのルール整備の必要性については、一定のコンセンサスが形成。

<今回の検討課題>

1. データ取引市場のプレイヤーに関するルール

- 参加するプレイヤーは、①データ保有者と、②データの保有者から当該データを託される者（情報信託機能を担う者）が想定される。
- データの保有者から当該データを託される者（情報信託機能を担う者）について、匿名加工が行われていないデータについても、データの保有者が安心して当該データを託すことができる、適切な業務運営が担保されていくために必要なルールを検討。

2. データ取引市場を運営する者に関するルール

- 市場に参加する各主体が保有するデータの価値を正確に「見える化」とともに、取引市場について、透明で公正な市場の運営が行われていくために必要なルールを検討。

情報通信審議会 情報通信政策部会 IoT政策委員会

3. データ取引市場について②

9

3. データ取引市場を担う者に関するルールの在り方 (1) 基本的な考え方

- ① 今後ますます増大することが見込まれるデータ取引ビジネスが円滑・健全に行われるように、一定の要件を満たす市場の運営者を認定する等のルール整備の検討が求められる。
- ② データ取引市場の信頼性を確保するために、**一定の要件を満たした事業者については、認定・公表されるなど、社会的に認知される仕組みが必要と考えられる。**本SWGにおいては、こうした仕組みの選択肢について、以下のような報告も行われた。
- ③ 現在、発展途上であるデータ取引市場に関しては、**民間事業者の自主的な取組を促進するとともに、当事者が、実態に即したルールを形成又はルールの形成に関与することが望ましい。**
- ④ **このため、当面は、民間の団体による、任意の認定制度の設立が適当ではないかと考えられる。**

【参考】データ取引市場に係るルール

3. データ取引市場について③

10

ルール・枠組みの選択肢	
民間事業者による自主的な取組	民間
立法措置	緩やかな
	指定
	免許

3. データ取引市場を担う者に関するルールの在り方 (2) 具体的なルール

本SWGの検討を踏まえると、取引市場の運営者に求められる要件としては、例えば、以下のような事項が考えられる。

- ① 体制の整備
 - ・ 経営的安定性の担保、セキュリティ体制、ガバナンス体制の確保
 - ・ 売買を行わない、自らデータを保持しない、価格決定をしない（公正・中立の立場から取引を仲介）
- ② データ提供者との間の約款の策定、公表
 - ・ データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 取引情報の記録（トレーサビリティの確保）
 - 市場運営者が取引される情報の閲覧、市場運営により得た情報の他の目的での利用・第三者への漏洩の禁止（不正行為の防止）
 - 取引参加者が、取引内容を何時でも追加、変更、削除できる趣旨の明示（コントローラビリティの明示）
 - 取引参加者が、自らの情報の利用履歴を何時でも閲覧できる趣旨の明示
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
- ③ データ提供先の事業者との間の約款の策定、公表
 - ・ データの利用目的、データの取引方法、安全対策等について定型化された約款の作成
 - 第三者利用に供された先で情報漏洩があった場合の対応の明示（損害賠償責任の範囲・請求先）
 - 不正行為の禁止
- ④ データ取引に関するルールの策定
 - ・ 取引参加者への資格設定

データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項

IoT等の進展によって、様々なデータを収集することが可能になっており、IoT機器等によって取得されたデータは、ネットワーク化され組み合わせられることにより、様々な価値を生み出し、様々なイノベーションを創出することが期待されている。

そのため、これら収集したデータを流通させることでサービスの事業機会を得る、あるいは、データ流通を仲介する事業を実現しようとする事業者が現れはじめている。データ流通プラットフォームの構築を目指すプレーヤー（例：エブリセンスジャパン、オムロン、データエクスチェンジコンソーシアム等）も現れてきており、データ流通市場の拡大に向けた機運が高まっている。

「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」(平成29年4月公表)

- IoTやAI等の技術革新が進展し、事業活動により生み出されるデータが爆発的に増加。こうしたデータが組み合わせられること等により新たな価値が生み出されるなど、データが競争力の源泉。このような中、データを流通させることによりサービスの事業機会を得る事業者（データ流通事業者）が現れはじめている。
- 今後、各データ流通事業者が多種多様なデータを提供していく中で、データ利用側がアクセスしたいデータを容易かつ効率的に見つけ利活用を図るためには、データ連携によりデータが検索可能等になっていることが必要。
- このため、データ流通事業者が、データ連携のために共通化することが必要な最低限の項目を整理。

1. データカタログの整備

データ利用側が複数のデータ流通プラットフォームに対して、同一の検索ワード・方法でデータを検索・発見することが可能となるよう、メタデータを集約したデータカタログを整備。

2. カタログ用APIの整備

データ流通プラットフォームの相互連携を可能とするために、提供データのカタログ情報の交換や検索をするためのAPIを整備。

■ 本書の位置づけ

データ流通事業者に対して本書の内容を強制するものではない。これらを基に、データ流通事業者が守ることが望ましい事項や実装上のルール等を民間主導で設定することを期待。

図1 API、データカタログの整備による相互連携

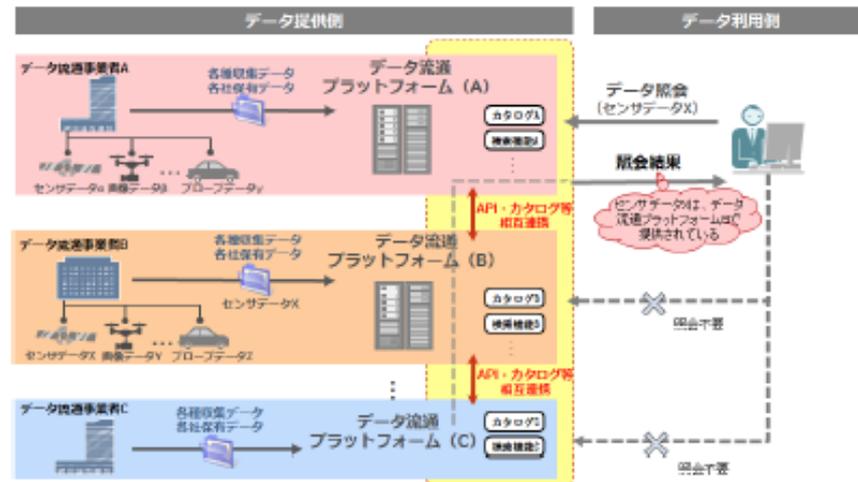


図2 共通化が必要なメタデータ項目

	メタデータ項目(英語)	メタデータ項目(日本語)
データセット	Name	名前
	Title	タイトル
	Creator	作成者
	Tags	タグ
	Release Date	リリース日時

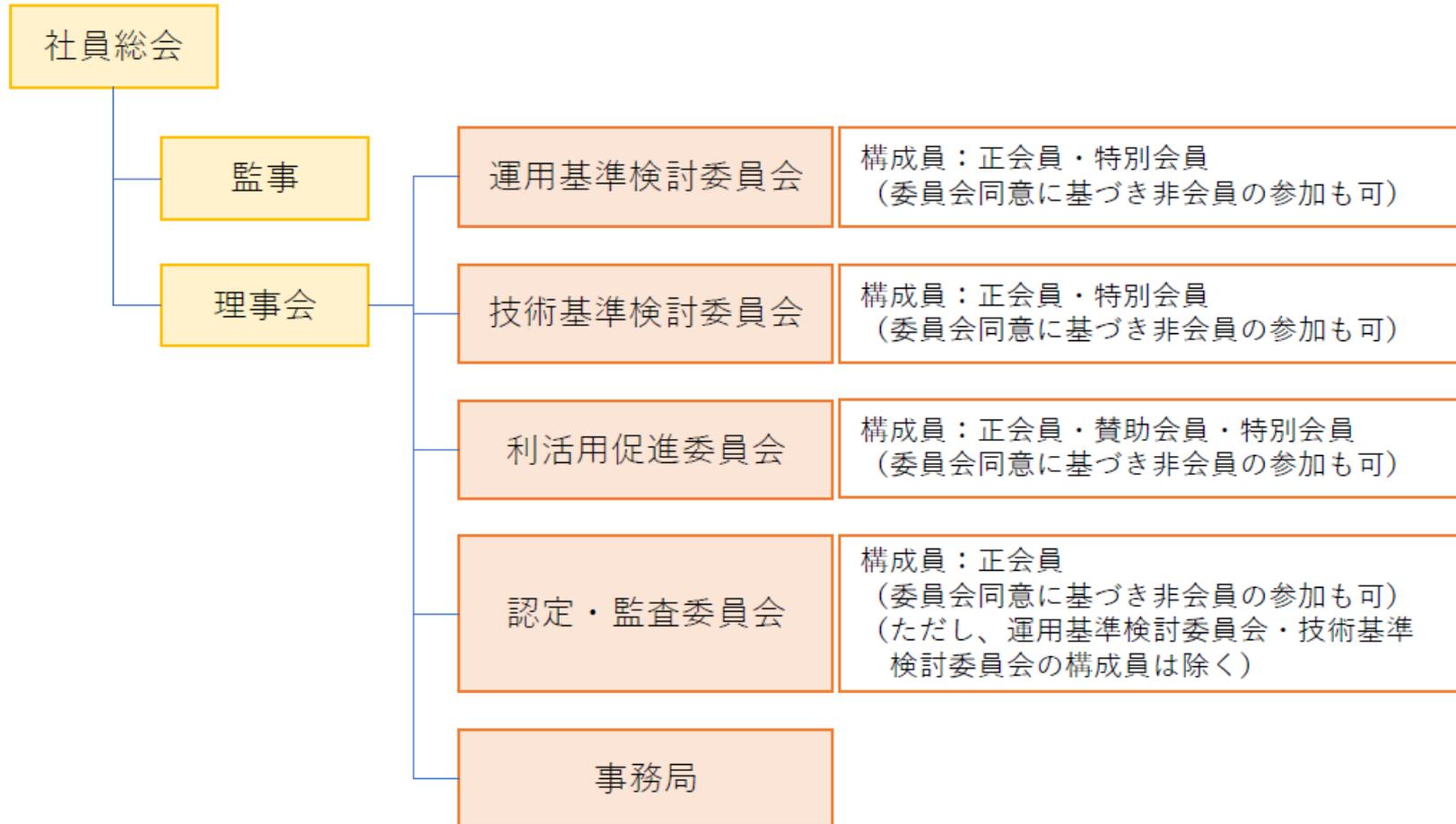
	メタデータ項目(英語)	メタデータ項目(日本語)
リソース	Title	タイトル
	URL	URL
	Description	説明
	File Size	ファイルサイズ
	License	ライセンス
	Language	言語

※メタデータ： データの所在、種類、名称等、提供されているデータに関する情報

事業内容

- (1) データ流通事業者等の運用基準の策定
- (2) データ流通事業者等の技術基準の策定
- (3) データ流通事業者等の運用基準及び技術基準に基づく認証・監査・公表
- (4) データ流通市場活性化のためのデータ利活用の創出支援
- (5) データ流通市場を巡る法的課題や国際連携等に関する調査・研究
- (6) データ流通市場に関連する関係省庁への政策提言及び関連団体との連携
- (7) 前各号に掲げるもののほか、データ流通市場の健全な成長のために必要な活動

組織



役員

理事長	村井 純（慶応義塾大学 環境情報学部）
外部理事	（氏名 五十音順） 越塚 登（東京大学大学院 情報学環） 柴崎 亮介（東京大学 空間情報科学研究センター） 中村 伊知哉（慶応義塾大学大学院 メディアデザイン研究科）
内部理事	（氏名 五十音順） 伊藤 直之(株式会社インテージ) 植田 健治(大日本印刷株式会社) 大槻 文彦(富士通株式会社) 甲斐 隆嗣(株式会社日立製作所) 杉山 恒司(株式会社ウフル) 竹林 一(オムロン株式会社) 真野 浩(エブリセンスジャパン株式会社) 森田 直一(株式会社日本データ取引所) 山口 亮介(さくらインターネット株式会社) 若目田 光生(日本電気株式会社)
監事	（氏名 五十音順） 板倉 陽一郎(ひかり総合法律事務所) 落合 孝文(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

会員種別

会員種別	年会費	議決権	対象者	役割等
正会員	30万円	あり	<ul style="list-style-type: none"> •民間企業（法人） •個人 	<ul style="list-style-type: none"> •一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員 •総会での議決権（1社1票） •委員会への参加及び議決権（1社1票） •本協議会主催イベントへの出展
賛助会員	10万円	なし	<ul style="list-style-type: none"> •民間企業（法人） •地方公共団体 •学術機関 •個人 	<ul style="list-style-type: none"> •一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員ではなく、本協議会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするもの •傍聴可能な委員会への参加（議決権なし） •本協議会作成資料の利用 •本協議会主催イベントへの出展
特別会員	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> •行政機関 •NPO団体 	<ul style="list-style-type: none"> •当協議会の活動支援を表明する行政機関や非営利団体等、理事会により特別会員として承認した団体

※入会単位は1法人1会員とし、親子会社、関係会社、グループ会社等の会員資格等の扱いについては、都度検討致します。

• 正会員

- アビームコンサルティング株式会社
- 株式会社イトーキ
- 株式会社インテージ
- 株式会社インテック
- インフォコム株式会社
- 株式会社ウフル
- H Y C 株式会社
- エブリセンスジャパン株式会社
- 株式会社 応用電子
- オムロン株式会社
- 共同印刷株式会社
- コニカミノルタ株式会社
- さくらインターネット株式会社
- シャープ株式会社
- 大日本印刷株式会社
- 田辺三菱製薬株式会社
- D.A.コンソーシアムホールディングス株式会社
- 東芝テック株式会社
- 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
- 株式会社日本データ取引所
- 日本電気株式会社
- 日本ユニシス株式会社
- 株式会社ネクストスケープ
- 株式会社博報堂DYホールディングス
- 株式会社日立製作所
- 富士通株式会社

• 賛助会員・特別会員

- サトーホールディングス株式会社
- 新日鉄住金ソリューションズ株式会社
- 日産自動車株式会社
- 株式会社ネクスウェイ
- パーク24株式会社
- 株式会社マーシュ
- 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
- 一般社団法人情報通信技術委員会
- 東京大学 大澤 幸生 教授
- 東京大学 早矢仕 晃章 助教



運用基準検討委員会

目的

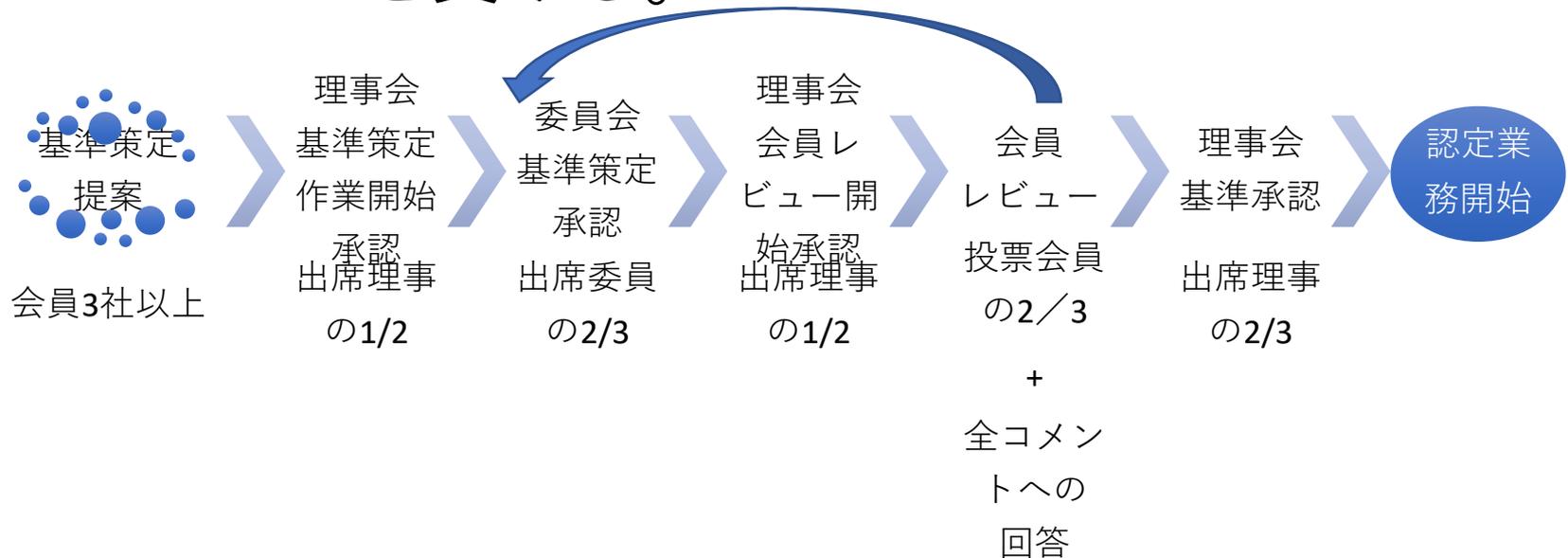
- データ取引市場等のデータ流通事業は、社会基盤として中立性、透明性、公平性が求められる。データ利用者・提供者にとって安心・安全なデータ流通の実現のため、データ流通事業者に対するガバナンス、遵法性の観点から、**自主的なルール及び一定の要件を満たす者を認定・公表**し、社会的に認知する仕組みを整備することで、データ流通事業者の遵守体制を確保する必要がある。
- このようなデータ流通事業の健全な成長のために、データ流通事業者及びその関連事業者による連携を推進し、適切な運営確保に取り組むために、**データ流通事業の「運用基準」を策定**する。

期待する成果

- データ流通事業者の適切なガバナンス、遵法性を確保するため、データ流通事業の運用基準に則した自主的なルール及び一定の要件を満たす者を認定・公表することで、**会員であるデータ流通事業者が社会的に認知される**ことが期待できる。

運用基準策定手順

- 基準の策定は、会員の発議により開始。
- 策定は、委員会参加会員にて行い、全ての会員のレビューを受ける。



ロードマップ



マイルストーン

- 2018年7月末 「運用基準」公開・説明会開催
- 2018年8月末 「運用基準」認定・公表



技術基準検討委員会

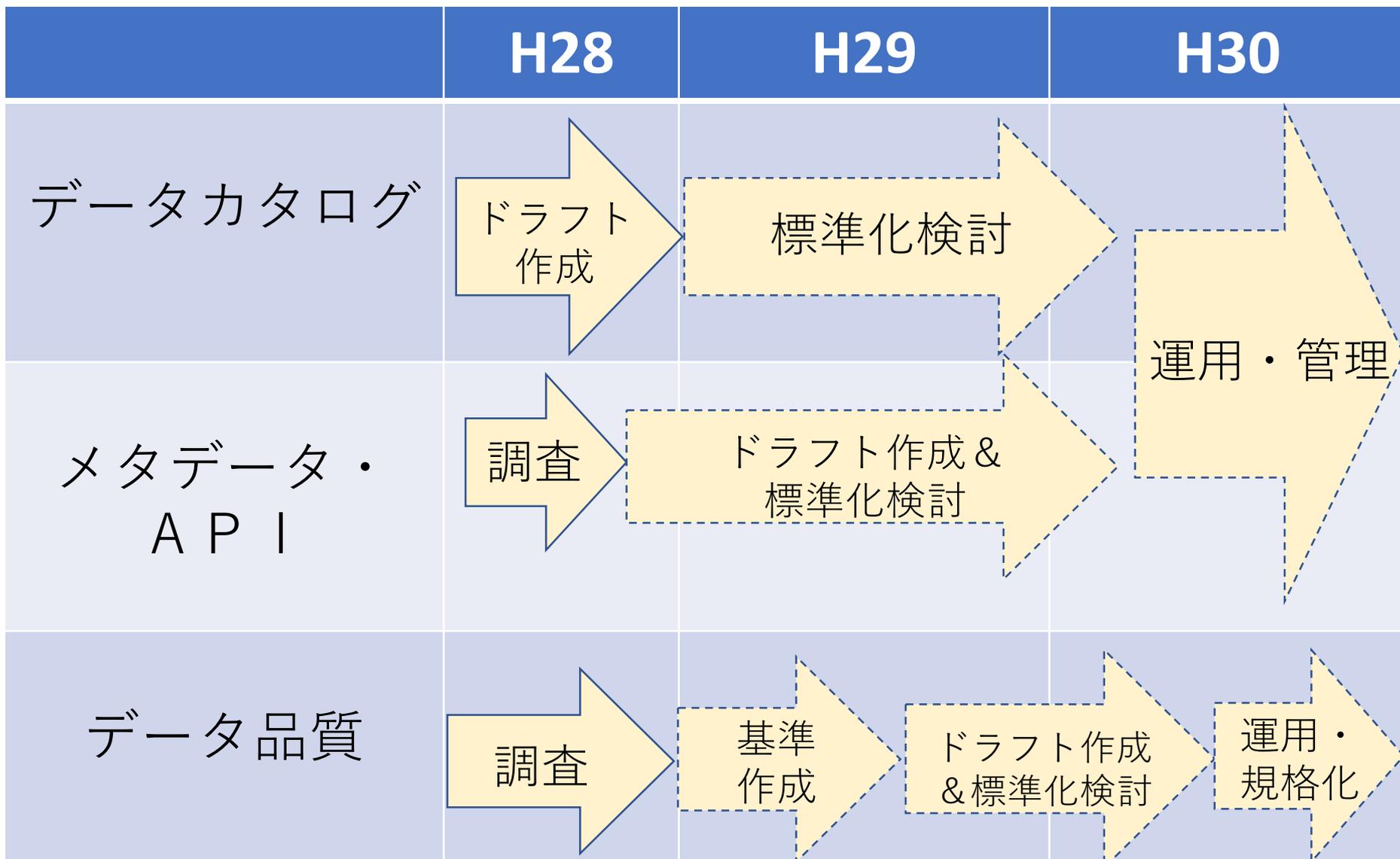
活動の目的

- データ流通プラットフォーム間及び利用者・提供者との連携のための下記技術要素について検討を行い、ガイドラインの策定や、標準仕様化を検討する。
- データカタログ
- メタデータ
- API
- データ品質

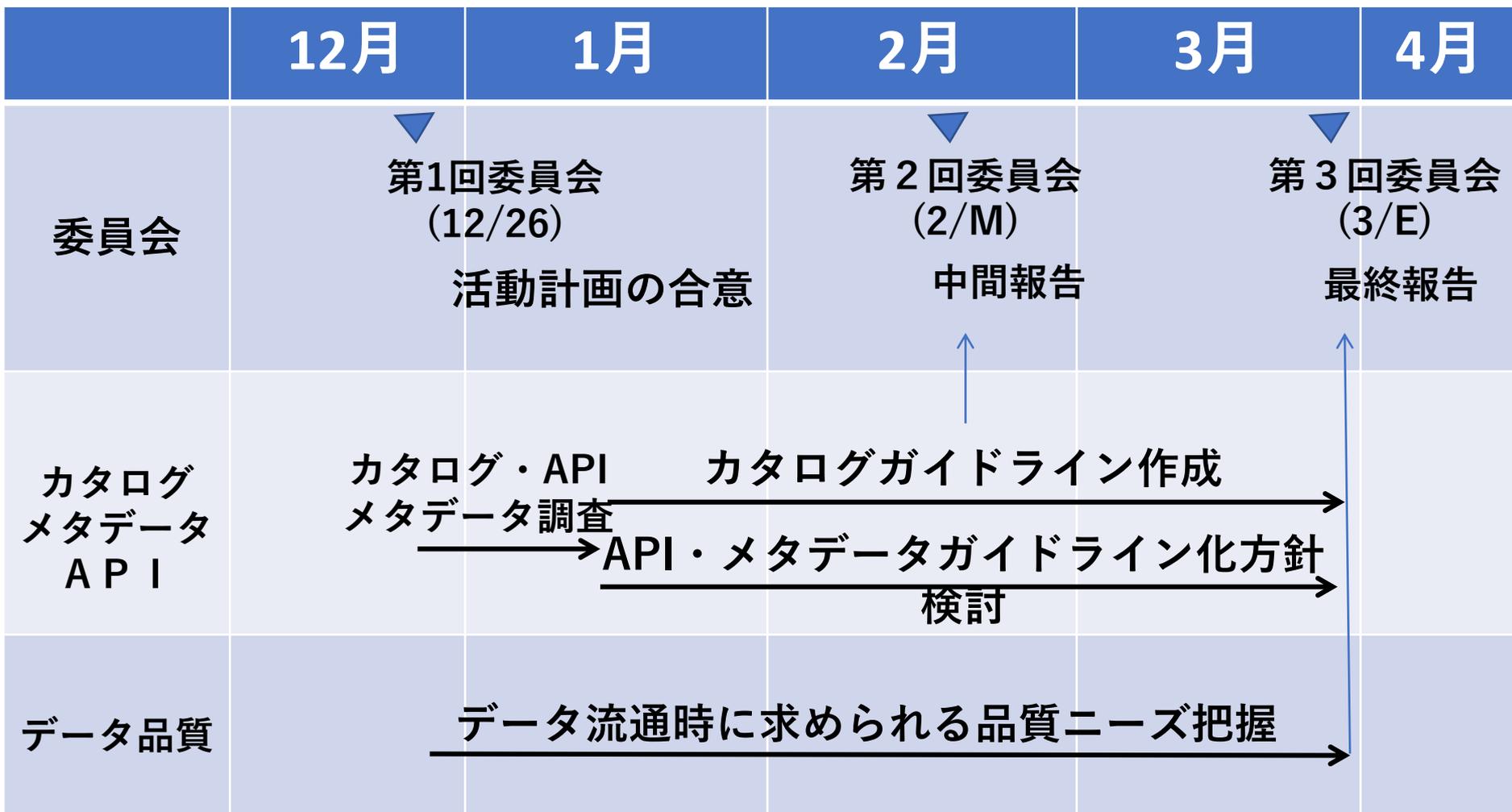
期待する効果

- データカタログ・メタデータ・APIの標準化
 - ◆ドメインの異なる様々なデータから、利用したいデータを横断的に検索できる。
 - ◆さまざまな提供元からのデータを、同一の手順により低負担で取得できる。
- データ品質の標準化
 - ◆要求にあった品質のデータを手に入れることができる。

活動計画



活動計画 (今年度)



最後に

- 作成するガイドライン等は、データ利用者、データ提供者、データ流通事業者等データ流通関連事業者が抱えるニーズに応える実行性と効果のあるものを目指します。
 - 各調査アンケートへの協力
 - 技術基準検討委員会への多数の参加
 - WGでの積極的な議論



利活用促進委員会

活動の目的

- 会員や関係ステークホルダーとのコミュニケーション、プロモーション、支援活動を通じ、広くデータ流通の活性化に貢献する。

◆ 企画・運営

- シンポジウムなどイベント企画や協賛、表彰制度

◆ 利活用促進

- マッチングや勉強会など会員支援や認証取得支援

◆ 政策・調査・研究

- テーマ別の研究会やそれを通じた政策提言

関連府省、アカデミア、関連団体、メディア等との積極的なコミュニケーションによりこれらを推進する

利活用促進

- ◆ データや事業者のマッチング支援
- ◆ 座組みやコミュニティの構築支援
- ◆ 利活用に関する相談
- ◆ 勉強会（活用事例、事業領域別など）
- ◆ 活用事例集の作成・公開
- ◆ デザインワークショップやアイデアソン支援
- ◆ 認証取得のサポート
- ◆ 技術基準・運用基準の普及・啓発

- ◆ 有識者を交え、海外動向、関連政策、新たな課題に関する研究会を実施（下記はテーマ案）
 - G D P R とEUのデータ流通動向
 - 行政保有データの民間活用
 - パーソナルデータストアや情報銀行
 - データポータビリティ
 - データ取引に係る権利・責任
 - 生活者受容性調査
 - センサーデータ活用とプライバシー
 - 新たな技術の実装（トレーサビリティ、秘密計算等

国の関連政策のカウンターに加え、会員から掲げられた新たな課題についてもテーマとし、成果は積極的に政策提言へつなげる。

活動計画（今年度）

	12月	1月	2月	3月	4月
委員会	▼ 第1回委員会 計画案協議		▼ 第2回委員会 研究会キックオフ	▼ 第3回委員会 来年度企画	
利活用促進		支援体制整備 勉強会などの企画・準備		勉強会・イベント実施	
政策・調査 研究		研究会企画・準備		研究会立ち上げ (2~3テーマ)	



認定・監査委員会

認定・監査委員会の位置付け

- 認定・監査委員会は、運用基準検討委員会および技術基準検討委員会が策定し、**会員により承認された基準**に基づき、データ流通事業に係るものが**適正であるかを認定・監査**するものである。
- 利益相反とならないために、本委員会により認定・監査行為は、**第三者により実施**される。

ロードマップ

2018年2月

委員会委員選任・設置

2018年4月

運用基準レ
ビュー、監
査手順の設
計

2018年5月

認定・監査
手順の手続
き、ガイド
ブック策定

2018年6月

認定・監査
手順の手続
き、ガイド
ブック承認

2018年7月

認定・監査
業務開始

ご入会の申し込みは



- 一般社団法人データ流通推進協議会
- ホームページ <http://data-trading.org>

NEWS



NEWS

設立総会&記念シンポジウムが開催されました

11月27日（月）、「一般社団法人データ流通推進協議会設立総...



EVENT

設立総会&記念シンポジウム 開催のお知らせ

一般社団法人データ流通推進協議会 設立総会&記念シンポジウム...



NEWS

会員募集資料更新のお知らせ

平素よりデータ流通推進協議会の活動を応援いただき、ありがとうございます...